

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成26年12月4日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

12月4日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第64号所管分の審査	2
質疑（市来賢太郎委員、増永和起委員）	
議案第66号の審査	9
質疑（山崎雅数委員）	
議案第70号の審査	10
議案第69号の審査	10
採決	10
閉会の宣告	10

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成26年12月4日(木) 午前 9時59分 開会
午前10時50分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長	上村高義	副委員長	福住礼子	委員	村上英明
委員	市来賢太郎	委員	増永和起	委員	山崎雅数

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
生活環境部長	杉本正彦	同部理事	北野人士
自治振興課長	早川 茂	環境政策課長	丹羽和人
保健福祉部長	堤 守	同部理事	島田 治
同部参事兼生活支援課長	東澗順二	同部参事兼高齢介護課長	鈴木康之
保健福祉課長	前野さゆみ	国保年金課長	安田信吾
高齢介護課参事	川口敦子		

1. 出席した議会事務局職員

事務局長	藤井智哉	同局書記	井上智之
------	------	------	------

1. 審査案件(審査順)

議案第64号 平成26年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分
議案第66号 平成26年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
議案第70号 平成26年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第69号 平成26年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第3号)

(午前9時59分 開会)

○上村高義委員長 おはようございます。
ただいまから民生常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

師走、何かとお忙しいところ、また足元のお悪い中、委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

本日は、昨日の本会議で当委員会に付託されました案件についてご審査を賜りますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

一旦退席させていただきます。

○上村高義委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、村上委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時 休憩)

(午前10時1分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第64号所管分の審査を行います。

本件につきましては補足説明を省略し、質疑に入ります。

市来委員。

○市来賢太郎委員 おはようございます。

それでは、数点、質問させていただきます。

摂津市一般会計補正予算書の歳出のほうから、22ページ、生活保護費、扶助費の中の生活保護費の補正が9,816万円ほど上がっていますが、この

上がった要因について教えていただきたいと思います。

続きまして、24ページの予防費の中の委託料、健康管理システム改修委託料の健康管理システムとはどのようなシステムなのか教えていただきたいと思います。

加えまして、操車場跡地まちづくりポータルサイト(仮称)構築負担金がありますが、どんなサイトをこれからつくっていかれるのか、また、どこに負担を分けておられるのか、お伺いいたします。

○上村高義委員長 市来委員、今の質問の中で、操車場跡地まちづくりポータルサイト構築負担金につきましては駅前等再開発特別委員会の所管になっており、これについての答弁はちょっと難しいと思います。よろしく願いします。

それでは、それ以外について答弁をお願いします。

東澗参事。

○東澗保健福祉部参事 扶助費の増額補正についてお答えします。

生活保護の扶助費は、当初予算で27億4,461万6,000円を計上しておりましたが、想定していた以上に扶助費の執行が伸びていることによります。

具体的な状況は、10月末の時点で支出額が16億4,458万3,150円で、執行率60%となっており、年度末には約1億円弱の不足が見込まれます。

今年度の扶助費の執行の伸びている状況を個別に見ますと、扶助費全体の約半分を占める医療扶助の中の入院にかかる負担が、今年に入り、著しく増加しております。具体的な今年度と前年度の入院にかかる医療扶助の執行状況を比較してみますと、10月支払い時点での累計で、今年度が4億2,902万1,834円、前年度が3億6,022万6,880円

で、6, 879万4, 952円、19.1%増加している状況となっております。ほかにも介護扶助において若干増加傾向になっている状況となっております。

○上村高義委員長 前野課長。

○前野保健福祉課長 健康管理システム改修委託料の質問についてお答えいたします。

この健康管理システムと申しますのは、母子健診を市のほうでやっておりますが、4か月健診、1歳半健診、3歳半健診、その対象者に案内をしたり、その結果を管理するシステムでございます。

今回、改修を予定しますのは、毎月、健診をやっておるところなんですけれども、現在、4か月健診とか3歳半健診につきましては、はがきでご案内しているという状況でございます。しかし、それでは十分に内容が盛り込めませんので、封書案内に変更しようと思っております。毎月実施しますので、4月に実施する分に関して、2月に準備して対象者を抽出して案内しないといけませんので、この年度内に改修させていただきたいと思ひまして補正を要求させていただきました。

○上村高義委員長 市来委員。

○市来賢太郎委員 ありがとうございます。

生活保護費の具体的な数字を教えてくださいました。医療費の中で特に入院がふえているということで、大きく金額が上がってしまったということはわかりました。

今後の見通しだとかがわかれば教えてほしいのと、入院がふえているということなんですけれども、事前に健康管理だとかをしていただいで、抑えられるような対策があるのかということをお伺いいたします。

予防費のほうですけれども、健診の案

内だとか結果を整理したりするシステムの構築または案内をするのに、はがきから封書にかえたいということで理解できました。

はがきだと文字数も限られているでしょうし、案内をもらう人も、文字が小さくなって見えにくいとかということがあるよりは、封書で、紙が2枚になろうが3枚になろうが、しっかりと内容がわかって、それで安心して子どもさんだとかの健診だとかを受けられるほうがよいと思いますので、今後も利用者の観点を考えて、よりよいシステムを構築させていただきたいと思ひます。こちらについては要望とさせていただきます。

○上村高義委員長 東澗参事。

○東澗保健福祉部参事 生活保護の場合、医療扶助につきましては、健康保険の適用を受けず、全額扶助費で負担することになり、大きな手術になりますと1件で数百万円になるケースもあり、なかなか予測が難しい状況であります。

その中で、抑制といいますか、健康管理ということで対応しているのは、ケースワーカーが家庭訪問等、被保護者のお宅を訪問したときに健康状況の確認等を行った中で、通院の状況等、適切なアドバイスをするように努めております。

また、今後の状況ですけれども、医療費につきましては、生活保護世帯の状況が、近年、高齢世帯の増加傾向にありますので、医療費扶助につきましては今後も伸びていくのではなかろうかというふうに考えております。その中で、我々のほうといたしましては、頻回受診のチェックとか重複受診のチェック等によって医療扶助の抑制等については努めておるところでございます。

○上村高義委員長 市来委員。

○市来賢太郎委員 ご答弁いただきまし

てありがとうございます。

ケースワーカーさんが自宅を回って時々見ていらっしゃるということをお伺いしまして、安心しました。生活保護を受けている方が、病院に通うのをちょっと遠慮してとか、初期症状のときに遠慮されて、結果的に大きな病気になってしまって入院につながるということが心配だったので、そういうことがないように、事前に、軽い症状のときに病院に行っただけのような、安心して生活していただけるようにサポートをしていただいているということで、今後もそのようにご尽力いただけたらと思います。

以上です。要望とさせていただきます。

○上村高義委員長 市来委員の質問が終わりました。

ほかにございますか。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、一般会計の補正予算について質問をさせていただきます。

まず、6ページの動物死体収集運搬事業、これが債務負担行為として上がっていますけれども、これについて今までがどうだったのか、それがどういうふうに変えるために債務負担行為の補正をされたのかということについてお聞かせください。

それから、10ページですね。国民健康保険の歳入のほうで、基盤安定負担金、国庫からの分が、これは増額になっていると思うんですが、大阪府支出金、府の負担金ですね、こちらのほうは減額ということになっていますが、これについて説明をしていただきたいと思います。

それから、同じページで社会福祉費補助金の生活困窮者自立支援制度円滑化特別対策事業補助金、これについても、どういふものなのか説明をしていただき

たいと思います。

それから、歳出のほうですが、22ページの、今、市来委員も質問されていましたが、扶助費の生活保護費、入院がふえているから増額だということがお答えとしてあったと思うんですけども、生活保護の受給者そのものがふえているということはどうなのかということをお聞きしたいのと、それから入院がふえているということですが、受診を抑制するというか、早期に受診をしておけば入院につながらなくて、受診抑制みたいなことがあるのではないかと市来委員のご質問、私もそのことについてはそうだなというふう思うんです。早いうちに病院にかかってもらうということを奨励していただくということが大事なと思うんですが、生活保護の方、医療費はそんなにご心配されることはないわけですけども、交通費が非常にかかるのでなかなか行きづらいというようなお話も私は聞いています。移送費は、本来は病院に通うときは出るはずなんですけれども、これがきちんと支給をされているのか、皆さんに移送費が出るということがきちんと理解されて徹底しているのか、この辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、24ページですね。訴訟等委託料というのがありますけれども、これについてご説明をいただきたいと思います。

健康管理システム改修委託料、これも市来委員のほうからご質問があって、健診の通知をはがきから封書にかえるということでお聞きいたしました。

今、子どもの貧困率というのが非常に高くなっているということで問題になっています。健康診断を受診しなかったりとか、予防接種を受けなかったりということが多いというふうに一般的に聞いて

おりますけれども、摂津市の場合はどんな状況かということについて教えていただきたいと思えます。

○上村高義委員長 前野課長。

○前野保健福祉課長 動物死体収集運搬事業の債務負担行為についてのご質問にお答えさせていただきます。

平成24年度までは、市直営でペットの死体収集等は実施しております。所有者不明の死体収集は業者に委託という形で実施してきておりました。平成25年度に当たりまして、職員の退職に伴って、ここをペットの収集、所有者不明の死体収集をあわせて委託という方向で実施してきております。そのときは随意契約という形で実施しておりました。

この所有者不明のペットの収集業務の内容が、土曜・日曜・祝日の収集が午前9時から午前11時ということでございましたので、平成26年度におきましては、午前9時から午後4時という形に拡大した状況で、随意契約で実施しておりました。

2年間、委託をするに当たって、業務内容を確認しながら委託しており、大体この内容でいけるかなということで、平成27年度の4月1日から実施するために、債務負担行為という形で予算計上させていただきます。よろしくお願いいたします。

健診、予防接種を受けない人の問題でございますが、今、健診受診率が、4か月、1歳半は98%ほど受けておられます。3歳半健診が90%弱です。未受診者の方に対しては全数把握をしようということで、必ず訪問等を実施しております。

予防接種の接種率については、資料が手元にはございませんが、妊娠届け出、出生届け出時、案内もしますし、できるだけ実施していただけるようにというこ

とで、ご案内等は健診等でも実施しているところですよ。

未接種者の方への再勧奨等は、実施はできていない状況でございます。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、国保年金課に係ります国民健康保険基盤安定負担金、国の分が増額補正で、府のほうが減額となった要因でございます。

まず、基盤安定負担金と申しますのが、国民健康保険の基盤安定制度、こちら軽減分と保険者支援分というものがございます。軽減分につきましては、保険料の軽減にかかった方に対して、その額について、府が4分の3、市が4分の1を負担するものです。保険者支援分のほうにつきましては、国のほうが2分の1負担していただき、府のほうと市のほうがそれぞれ4分の1負担することとなっております。

今回、保険基盤安定軽減分につきましては、軽減数が当初の見込みを下回りましたことによって、若干確定額が減額となりましたので、今回、減額補正をさせていただきます。逆に保険者支援分のほうについては、軽減数のほうは見込みより若干減っているんですが、こちらを算定するに当たりまして、前年の保険料収納額というものを算定数値に使用します。1人当たりの保険料収納額が去年、見込みよりふえておりましたので、この辺が保険者支援分の増額となった要因となっております。

○上村高義委員長 東澗参事。

○東澗保健福祉部参事 まず、生活困窮者自立支援制度円滑化特別対策事業補助金についてお答えします。

本補助金は、平成27年度から始まります生活困窮者自立支援制度の施行に向け、事務処理体制の整備を行うための補

助金であります。該当する歳出予算は、補正第4号予算書20ページ、社会福祉総務費の需用費3万6,000円と備品購入費40万4,000円で、制度説明のためのパンフレットの作成費用や関係機関との連携体制を構築するための必要な備品等の購入費用に係る補助金で、補助率は10割でございます。

次に、生活保護でございますが、まず最新の保護の状況は、11月の時点で世帯数が1,082世帯、1,501人、保護率17.6パーミルとなっております。今年4月と比較してみますと、16世帯、18人の増加で、最近伸び率は鈍化傾向にあります。

次に、移送費の支給でございますが、まず被保護者の方には保護開始説明のときに、移送費について支給される制度があるということについて説明しており、その後は被保護者の方が申請して、それに基づいて私どもが措置していくという形になっております。

実際問題として、ケースワーカーに相談していただいて申請していただくという形になっており、我々のほうといたしましては、厚生労働省が出している実施要領に基づいた中で措置をしている状況でございます。

○上村高義委員長 丹羽課長。

○丹羽環境政策課長 それでは、訴訟等委託料についてご説明をさせていただきます。

本委託料につきましては、先の第1回摂津市議会臨時会で議決いただき、11月14日に提訴いたしました環境保全協定上の地位確認及び井戸掘削差止等請求事件に係ります法律事務の処理を委託する費用でございます。

計上させていただいております82万円の内訳でございますが、弁護士費用と

いたしまして、月額27万円を平成27年1月、2月、3月の3か月分81万円と、必要経費といたしまして、交通費、通信費など1万円、合わせまして82万円ということで計上させていただいております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 2回目の質問をさせていただきます。

動物死体収集運搬事業についてですが、時間の拡大を平成26年度からすることができて、その経過でこれでいいというような内容だから、4月1日からできるようにということで債務負担行為というふうに聞こえたんですけども、まず業者の選定のやり方について、平成25年度は随意契約ということでお聞きしたんですけども、平成26年度、平成27年度、今後どういうふうに業者選定をしていくのか。プロポーザルとかいろんな方式でやってはるのか、入札なのか、その辺ももう少し聞かせていただきたいのと、その年度が2年間にまたがるということなのでしょうか。もう一度整理してお伺いしたいんです。

平成27年度、この動物の死体収集運搬事業というのが年度の途中で切れるというようなことは、業務としてはないと思うんです。それは平成25年度、平成26年度に関しても同じように業務が切れたということではなかったと思うんですけども、それが今回は4月1日からせなあかんから債務負担行為なんだということについて、ちょっと私のほうの理解がまだ及んでいません。申しわけありませんけど、もう少しそこら辺について理解ができるようにお話しいただけたらなというふうに思います。

時間的に延長されるということについては、市民にとってはいいことなのかも

しれないですけれども、中身について、委託のほうがよりよいのだということについてもう少し説明がいただけたらなというふうに思います。

それから、健康診断の分ですけれども、健診を受けていない方についてはきちんと訪問いただいているということで、これは本当に頑張っているなと思います。予防接種を受けられていない方についても、1軒1軒訪問ということがなかなか難しいかもしれませんが、やはりそこについても目を配っていただいて、本当に子どもたちが健やかに育つために、今、子どもの貧困率ということは親御さんが貧困だということやと思うんですけれども、そこをサポートする体制を、摂津市は手厚く他市よりもやっただいていて、と思っているんですけれども、なお手厚く、しっかりと目を届けていただけたらなと思います。

これは、今、どんなふうに子どもの貧困問題とかに関して取り組んでおられるかというようなことも少しお伺いしたいなと思いますので、お願いします。

国保については、非常に計算もややこしくなりますし、国保年金課の方もいろいろと苦勞されながら収納率を上げたりとか頑張っているなと思うんですけれども、国民健康保険、摂津市は大阪府下の中では安いほうだと言われますけれども、非常に市民の負担というのは重たいものですので、収納率を上げるといことも大事だと思いますが、しっかりと市民の方に寄り添った対応をしていただいて、滞納の回収なんかについても、ともかくお金を集めるということだけを一生懸命やるということではなくて、本当にその市民にとって健康と安全安心を守るという、生活を守るという国民健康保険の本来の社会保障としての立場で頑

張っていただきたいなというふうに思います。これは要望としておきます。

それから、生活困窮者自立支援制度円滑化特別対策事業補助金ということで、パンフレットや備品を買われるということです。これについては、これからいろいろ行われる制度だと思うんですけれども、何度も言いますが、就労支援の強要であるとか、それから水際作戦につながるないように、本当に自立をサポートするということが、その方の生活をよりよくするための対策としてしっかりと行っただけになるようにお願いしておきます。これも要望としておきます。

生活保護の移送費の問題ですけれども、これに関しては保護開始のときに説明があるということですが、生活保護のしおりを見ましても、必要な方は申請してくださいというふうな内容でした。これはしっかりと出ると、この移送費というのは保障されているもんなんだというふうなことについて、もう少し踏み込んだ内容でしおりについても書いていただきたいなと思いますし、説明に関しても、そういうふうをお願いしたいと思います。タクシーとかやったら申請せなしようがないけれども、バスで移動するようなきは、その生活費の中から、保護費の今もらっている中から出さなあかんというふうな認識がかなりあると思いますし、ある方はケースワーカーから、それぐらいは申請せんと出せるでしょうみたいな話をされたというふうにも聞いています。ケースワーカーの方に対してもしっかりと徹底していただいて、ご本人から申請がなければ、もしかしたらそれはわからないかもしれませんが、費用がかかるものはわかるわけですからね。どうなっていますかと、移送費出ますよということの説明をしていただきたいなというふう

に思います。移送費について、どう指導しているのかということについて質問いたします。

それから、訴訟等委託料ですけれども、井戸掘削の問題については裁判に入ることでの費用というふうにお聞きしました。

この地下水のくみ上げの問題は、市民の皆さんからも、こんなことは許せないということで大きなお声をいただいております。私たちも議員として、市民の声を届けるために頑張りたいと思っておりますので、摂津市としても、ここはもう本当に一生懸命、市民の安心安全を守るのが自治体の役割ということから、ぜひとも頑張りたいと思います。これは要望としておきます。

○上村高義委員長 前野課長。

○前野保健福祉課長 動物死体収集運搬事業の債務負担行為の件についてお答えさせていただきます。

委託することで、土・日・祝の収集も実施できるようになり、年間600匹から700匹の収集になっておりますので、そういういろんな場面に対応していただいておりますので、委託の効果があつたのかなと思っておりますので、委託の効果があつたのかなと思っております。

今まで直営でやってきた状況がございましたので、実際、業者に委託する場合には、どういう内容までお願いできるかというようなこととともありまして、当初は、土・日・祝は午前中で収集をお願いしたところですが、やはり午後の収集依頼もありましたので、そこも拡大するという形で改善をして、大体このような業務内容で継続したらいいのかなというようなことも担当課としては判断いたしまして、今後は入札という形で業者選定をしていこうと思っております。

健診等と予防注射未接種者と子どもの

貧困の問題についてのご質問でございますが、予防注射につきましては機会あるごとに、健診であったり相談時であったり、医療機関においても、受診された際にはそういう説明もございますので、そういう機会ごとに周知を図っていくというようなことと、あと、やはり貧困の問題を抱えておられるというようなこととかでは、養育問題も抱えておられますので、そういう意味では訪問して、具体的に接種状況を見ながらお話をさせてもらったり、またそういう予防注射だけではなくて、そういう養育問題というところで、保育所であったり家庭児童相談室であったり、いろんな機関と連携しながら支援をしているという状況でございます。

○上村高義委員長 東澗参事。

○東澗保健福祉部参事 移送費の支給につきましては、同一管内、隣接する市町村、合理的な経路等、実施要領のほうで定められておりますが、ケースワーカーと被保護者の方が相談していただいた中で、その実情に合った中で支給するような形に努めております。

また、我々管理するほうといたしまして、ケースワーカーのほうには実施要領に基づいて対応するように指導しているところでございます。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 子どもの貧困の問題というのは、本当に今深刻になっております。摂津市では、家庭児童相談室や保育所などとも連携しながら、しっかりとやっていただいているというふうに私も認識をしております。それでも、なかなか目の届かないところというのがやっぱり出てくる可能性がありますので、ぜひとも子どもたちのために、健やかな成長のために頑張りたいというふうに思っております。これは要望としておきます。

それから、移送費の件でありますけれども、実態に応じたというのが、もちろん病院に行ってもいないのに架空の請求をすとか、本当にかかっている費用よりも上増しをして請求をすとか、そういうことはいけないということ、これはもちろんでございますけれども、実際に移送費がかかるというのは、歩いて行けるところ、自転車で行けるところでないならば、やっぱりかかるわけですから、そこに関してはきちんと交通費が出ると。必要な方法で交通機関を使ってもらえるということをやっぴりお話をさせていただきたいんですね。

認知症の奥さんを抱えられたご主人が生活保護を受けてはるんですけれども、以前は自家用車を持っていたので車で病院に行っていたんだけれども、もうその自家用車も処分をして生活保護になられて、その奥さんを病院に通わせるのにバスでないと行けないというふうに言われたという話を以前聞いております。バスに乗せる、おろす、それだけでも大変だし、バスの中で、その認知症の奥さんがやはりじっと座っていられなかつたりして、自分も周りの人に大変気兼ねをして困るし、本当に苦勞して、もう病院に行くのも、できるだけ回数を減らしているというふうな話も私はお聞きをしております。ケースワーカーの方は、いろいろ一番いい形のアドバイスをしていただいているとは思いますが、やはりしっかり一人一人の実情に沿って、車が必要な場合はタクシーを使っていただくことも含めて、しっかりとしたフォローをしていただきたいと思います。これは要望としておきます。

以上、3回目の質問を終了します。

○上村高義委員長 増永委員の質問が終わりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時37分 休憩)

(午前10時41分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第66号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎雅数委員 先ほどの一般会計のところでちょっと聞かせていただきましたけれども、6ページの繰入金ですけども、一般会計の繰り入れの4,900万円、こっこのほうでふえて、保険基盤安定の繰り入れのほうで330万円減ったと。その辺のちょっと出入りの中身、お聞かせいただければと思います。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 まず、こちらの国保財政安定化支援事業の繰り入れの増の要因でございます。

この国保財政安定化支援事業というものでございますが、国保財政の健全化及び保険料負担の平準化に資するため、保険者の責に帰することができない要因に着目したものでございます。その中で、保険料負担能力補填分、過剰病床分、年齢構成差分の3点に対して国のほうから繰り入れが認められているものでございます。本市におきましては、そのうち保険軽減世帯割合に応じて繰り入れする保険料負担能力分及び高齢者割合に応じて繰り入れする年齢構成差分、この2点が繰り入れの対象となっております。

今回、こちらのほうが大幅に増加となった要因でございますが、国におきまして、算定するに当たっての指数が毎年、年度

当初に示されます。今年度におきまして、国保の低所得者のほうが増加しているという全国的な要因がございますので、国の配分、先ほど言いました軽減世帯割合に応じて繰り入れする保険料負担能力補填分、こちらのほうに国の財源を大分重点化されましたので、それによりまして今回軽減の拡充も伴っており、こちらの国保財政安定化支援事業繰り入れ分が増加になったものでございます。配分の変更というところでございます。

もう1点、保険基盤安定繰入金の減につきましては、当初から軽減分の拡充により増加のほうは見込んでおりました。しかしながら、10月20日の軽減数で確定となります。10月20日の確定の数字のほうが、当初見込んでおりました軽減世帯数を若干下回りましたので、こちらのほうは逆に減少となった要因となっております。

○上村高義委員長 山崎委員の質問が終わりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で質疑を終わります。

続いて、議案第70号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時45分 休憩)

(午前10時46分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第69号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時47分 休憩)

(午前10時49分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第64号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第66号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第69号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第70号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会します。

(午前10時50分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 上村高義

民生常任委員 村上英明